

発 行 者 情 報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026年7月30日

【発行者の名称】

株式会社ニューズドテック
(NewsedTech Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 栗津 浜一

【本店の所在の場所】

東京都中央区京橋一丁目7番1号

【電話番号】

03-3526-2755

【事務連絡者氏名】

常務取締役コーポレート本部長 木村 かおる

【担当 J - A d v i s e r の名称】

宝印刷株式会社

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 白井 恒太

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都豊島区高田三丁目28番8号

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

【電話番号】

03-3971-3392

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社ニューズドテック

<https://newsedtech.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第34【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期	第17期	第18期
決算年月	2024年 4 月	2025年 4 月	2026年 4 月
売上高 (千円)	2, 519, 038	2, 265, 129	2, 652, 412
経常利益 (千円)	2, 935	12, 411	96, 170
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
当期純利益 (千円)	3, 209	8, 700	64, 171
資本金 (千円)	30, 000	30, 000	30, 495
発行済株式総数 (株)	2, 010, 000	2, 010, 000	2, 100, 000
純資産額 (千円)	43, 170	51, 871	116, 943
総資産額 (千円)	785, 869	940, 439	1, 096, 715
1 株当たり純資産額 (円)	21. 35	25. 68	55. 61
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益 (円)	1. 59	4. 32	30. 70
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	29. 88
自己資本比率 (%)	5. 5	5. 5	10. 6
自己資本利益率 (%)	7. 8	18. 4	76. 2
株価収益率 (倍)	—	—	14. 0
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4, 762	△27, 148	265, 752
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△34, 460	△141, 662	△97, 503
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	57, 887	133, 654	△18, 624
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	197, 120	161, 963	311, 588
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	19 〔28〕	17 〔21〕	16 〔21〕

- (注) 1. 当社には子会社がないため、当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 第16期及び第17期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 当社は2025年12月22日にTOKYO PRO Marketに上場したため、第18期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益は、新規上場日から当事業年度末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
5. 第16期及び第17期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を □ 内に外数で記載しております。
8. 第17期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第18期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、そうせい監査法人の監査を受けておりますが、第16期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

2 【沿革】

代表取締役社長の栗津浜一が2008年に個人事業として現在のビジネスを開始しておりましたが、2009年に法人組織に改組し、株式会社アワーズ（現：株式会社ニューズドテック）を設立いたしました。

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2009年1月	中古携帯買取販売を目的として、東京都小平市に株式会社アワーズ（現：株式会社ニューズドテック）を設立し、リユース事業を開始
2009年10月	中古携帯買取販売代理店の募集をスタートするとともに、買取からオンライン販売までのIT化に着手
2010年1月	楽天市場に販売サイト（現：ニューズドフォン1号店 楽天市場店）オープン
2010年8月	本店を東京都千代田区岩本町に移転
2013年4月	岐阜県羽島市に物流センター（現：サプライチェーンセンター）開設
2014年6月	東京都千代田区神田富山町に本店移転
2017年2月	業界団体のリユースモバイル・ジャパン（現：一般社団法人リユースモバイル・ジャパン）が設立され、当社代表が代表理事に選出される。
2017年2月	株式会社アワーズから株式会社携帯市場へ社名を変更
2018年8月	本店を東京都千代田区神田神保町に移転
2020年11月	一般社団法人リユースモバイル・ジャパンが制定した「リユースモバイル事業者認証制度」の第一号事業者に認定
2022年2月	株式会社携帯市場から株式会社ニューズドテックへ社名を変更
2022年7月	スマホの状態把握を行う健康診断アプリ（現：スマホカルテ）のサービス開始
2022年12月	中古携帯販売から健康診断アプリ等で顧客の購買体験を実現する「スマートリテール」へのビジネスモデルの変革が評価され、イノベーションズアイ主催「革新ビジネスアワード2022」で大賞を受賞
2023年11月	法人向けレンタル事業を開始
2024年12月	東京都中央区京橋に本店移転
2025年1月	バッテリー交換や研磨をして中古品を新品同様の品質の再生モバイル端末「ほぼ新品端末」「バッテリー100%端末」の販売を開始
2025年1月	中古携帯販売から健康診断アプリ等で顧客の購買体験を実現する「スマートリテール」へのビジネスモデルの変革推進が評価され、2024年度のダイヤモンド経営者倶楽部企業表彰にて特別賞を受賞
2025年9月	ニューズドフォンを顧客に合わせて購入やレンタル、ソリューションを法人向けに提供する「ニューズドチョイス」を開始
2025年12月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場
2026年1月	TOKYO PRO Market上場が評価され、2025年度のダイヤモンド経営者倶楽部企業表彰にてIPO賞を受賞
2026年5月	ニューズドフォンおよび再生PCの使用時間に応じた従量課金型レンタルサービス「ニューズドレンタル」を法人向けに開始

3 【事業の内容】

当社の事業は、モバイル端末販売レンタル事業の単一セグメントであり、セグメント別の記載は省略しておりますが、主たるサービスとして主に再生モバイル端末をECによって販売する事業、法人向けに販売する事業である「リユース事業」、主に再生モバイル端末を法人及び個人にレンタルする事業である「レンタル事業」で構成されております。

また、仕入れた中古モバイル端末は、当社のサプライチェーンセンターにて検品やデータ消去、クリーニングを行っています。

上記に加え、両事業を支えるソリューションやシステムを開発・提供し、キittingや買取も行っています。

具体的な事業内容は、以下の通りです。

（１）リユース事業

a. EC販売

当社は、楽天市場、Yahoo!ショッピング、Amazonをはじめとする11のECモールおよび自社サイトにて、再生モバイル端末の販売を行っています。

近年、モバイルの需要は多様化しており、従来の中古品に加え、バッテリーを新品同様の状態に交換した端末である「バッテリー100%端末」、バッテリー交換に加えて外装をバフing処理（研磨処理）し、新品同様に整備した端末である「ほぼ新品端末」の3種類の端末を取り扱っています。これを総称して「ニューズドフォン」ブランドとして販売しております。

これにより、お客様のニーズに合わせた最適な端末を提供しております。

b. 法人販売

当社は、MVNO（Mobile Virtual Network Operator：仮想移動体通信事業者）を中心とする通信業界、小売り・飲食店、医療業界、建設業界、そして教育関連など、幅広い業界に向けて「ニューズドフォン」の販売を行っています。

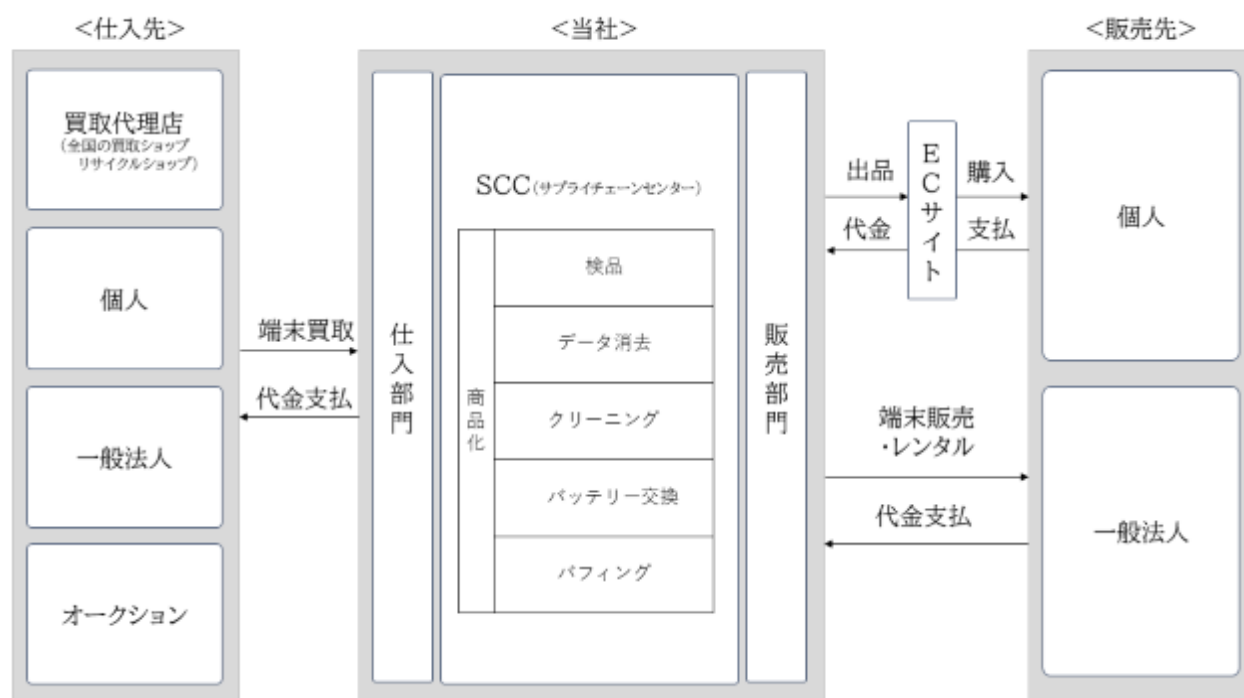
（２）レンタル事業

当社では法人向けに、「ニューズドフォン」のレンタルサービスを提供しております。解約手続きが簡便で解約手数料は発生せず、少台数からの契約が可能なおえ、契約台数の増減にも柔軟に対応できるのが特長です。施工管理、電子帳票、介護記録など、業務用DXシステムの専用端末としての需要が高まっており、建設・土木業、製造業、飲食業、介護福祉業、教育業など、幅広い業種において導入いただいております。

また、当社が開発したモバイルの健康診断アプリ「スマホカルテ」をレンタルする端末にプリインストールすることで、端末の保証サービスを強化。このアプリにより、端末やバッテリーの劣化を早期に検知し、適切な交換対応を行うことで、業務の停止を未然に防ぐことができます。

レンタル需要は、テレビ制作、イベント、公的機関、修学旅行などの短期から、研究開発やアプリのデバック試験や病院の現場など、多岐にわたります。さらに、建設業界や物流業界においては、モバイル端末を利用したDX（デジタルトランスフォーメーション）に活用されております。

事業系統図は以下の通りです。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2026年4月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
16 (21)	33.9	6.1	5,137

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を () 外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与、時間外手当を含んでおります。
3. 平均年間給与には、パート、臨時従業員の給与は含まれておりません。
4. 当社はモバイル端末販売レンタル事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（2025年5月1日から2026年4月30日）におけるわが国経済は、インバウンド需要の継続や企業収益の底堅さ、賃上げの浸透などを背景に、国内景気は緩やかな回復基調を維持しました。一方で、エネルギー価格や原材料価格の高止まりに加え、継続的な物価上昇が個人消費や設備投資を下押しする懸念も残っております。さらに、中東情勢の緊迫化による原油価格の上昇や物流・サプライチェーンへの影響、米国を中心とした通商・関税政策の不透明感、世界的な金融引締め長期化への警戒感などから、依然として先行き不透明な状況が続いております。

加えて、円相場は資源価格動向や各国の金融政策の影響を受けて不安定な推移が続いており、輸入コストの上昇が企業収益や家計負担に影響を及ぼしております。国内においては、少子高齢化を背景とした労働力不足が一段と深刻化する中、介護福祉、建設・建築、物流など人手依存度の高い産業を中心に、省人化・効率化を目的としたデジタルトランスフォーメーション（DX）投資が継続的に拡大しております。これに伴い、業務用を含むタブレット端末やスマートフォン等モバイル端末の需要は引き続き堅調に推移しております。

当社が属するモバイル端末流通業界においては、2019年10月施行の改正電気通信事業法に基づく通信料金と端末代金の分離以降、スマートフォン端末価格の上昇傾向が継続しております。高性能化や円安影響等を背景に新品端末価格は高止まりしており、消費者の価格感応度は一段と高まっております。その一方で、端末の高価格化や機能面での成熟化を背景として買替サイクルの長期化が進行しており、過去10年間で平均機種変更期間が約3.8年から4.6年にまで延長しています（出所：内閣府「消費動向調査（2026年3月実施分）」）。これにより、端末購入時におけるバッテリー状態や端末品質への関心が高まり、中古端末市場やリユース需要についても拡大基調が継続しております。

こうした環境変化を背景に、当社ではバッテリーを新品同様の状態へ再生した中古端末の仕入れを強化した結果、再生端末の販売が大きく伸長し、EC販売および法人向け販売の売上拡大に寄与いたしました。また、法人向け販売においては、AI活用の拡大やクラウドサービス利用増加を背景としたモバイル端末需要を取り込めたことも業績拡大に寄与しております。

その結果、リユース事業の売上高は2,555,947千円（前期比16.5%増）、レンタル事業の売上高は96,464千円（前期比34.3%増）となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は2,652,412千円（前期比17.1%増）、営業利益は127,762千円（前期比496.4%増）、経常利益は96,170千円（前期比674.9%増）、当期純利益は64,171千円（前期比637.5%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、311,588千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は265,752千円（前期は27,148千円の支出）となりました。これは主に、税引前当期純利益94,415千円、前渡金の減少額45,412千円及び仕入債務の増加額30,419千円の増加要因があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は97,503千円（前期は141,662千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出17,654千円及び無形固定資産の取得による支出76,464千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果減少した資金は18,624千円（前期は133,654千円の収入）となりました。これは主に、長期借入れによる収入160,000千円の増加要因があった一方で、短期借入金の純減少額29,950千円及び長期借入金の返済による支出149,574千円の減少要因があったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注から納品までの期間が短期間のため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当社はモバイル端末販売レンタル事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
当事業年度における販売実績をサービス分野ごとに示すと、次のとおりであります。

事業区分	販売高(千円)	前期比(%)
リユース事業	2,555,947	16.5
レンタル事業	96,464	34.3
合計	2,652,412	17.1

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社インターネットイ ニシアティブ	348,540	15.4	385,542	14.5
日本放送協会	—	—	270,091	10.2

2. 前事業年度の日本放送協会に対する販売実績は、総販売実績に対する割合が100分の10未満のため、
記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものです。

(1) さらなる品質の向上

これまで当社では、モバイル端末の検品作業を現場スタッフの経験やスキルに依存し、ほとんどの工程をアナログで実施していました。その結果、外装ランクや検査項目の判定にばらつきが生じるという課題がありました。

この問題を解決するため、検品ライン専用の管理システムを開発し、検品プロセスのデジタル化を徹底し、検品ロボットを導入しています。さらに作業工程の標準化と簡素化を図ることで、検品品質の均一化と向上を実現します。

(2) 優秀な人材の確保及び育成

事業を推進する上で最も重要な要素は「人材」です。

当社では、ピーター・ドラッカー教授の「ドラッカーマネジメント」の考え方を取り入れ、人材の採用と育成を重視しています。

具体的な取り組みは以下の通りです。

1. 会社と個人の使命（目標）の一致

企業の目標と個人の目標を調和させることで、成長を促進。

各個人の目標達成に向けた育成プロセスを策定し、関係者と共有しながら実施。

2. 強みを活かし、弱みを無力化するチーム形成

異なる強みを持つメンバーでチームを構成し、相互補完による成果向上を図る。

時間管理と計画的な廃棄を定期的の実施し、個人と組織の生産性を最大化。

3. 採用時からドラッカーマネジメントの考え方を共有

採用面接時に当社のドラッカーの考え方を伝え、企業文化に適した人材を確保。

これらの取り組みにより、個人の成長を促し、組織全体の成果を最大化することを目指しています。

4 【事業等のリスク】

本発行情報に記載した事業の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものでありますが、当社株式投資に関する全てのリスクを網羅したものではありませんので、ご注意ください。

(1) 法的規制等について

当社の事業は、古物営業法の規制を受けております。

そのため、現在の事業や業務全般に違反がないか確認するだけでなく、新規事業を行う際には必ず許可に関する書類の確認や専門家への相談を行っています。また、法規制の変更を常にモニタリングし、迅速に対応できる社内管理体制を整えています。

しかし、古物営業法に抵触するような事象が発生し許可の取消し等が行われた場合には、当社の事業活動に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 急激な需要増加への対応について

当社で取り扱う商品は自社で製造しておらず、他社や一般顧客からの買取品となるため、急激な需要増加に対応できないおそれがあります。そのため、過去の売買実績データを分析し、需要増加を予測するよう努めておりますが、急激な増加に対しては対応が難しいリスクが残り、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 顧客ニーズや市場トレンドの変化について

キャリアを含む競合他社による価格競争や顧客ニーズの変化、当社の商品品質などにより、全ての顧客を満足させることが難しくなっています。そのため、当社ではターゲット顧客を絞り、その顧客にとっての価値を提供することに集中しています。ただし、顧客のニーズや市場のトレンドが急速に変化する可能性があり、対応が遅れるリスクがあります。

(4) 価格競争について

国内のリユース端末売買市場には、キャリアを含む多くの競合他社が参入しており、買取および販売の両面で価格競争が激化しています。そこで、当社ではテクノロジーを活用し、世界初のスマホ端末料金従量課金レンタルサービスをリリースすることで、他社と明確に差別化を図っています。ただし、レンタル台数が伸びない場合、再び価格競争に巻き込まれ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 仕入れ価格の変動について

当社で取り扱うリユース品の仕入れは、買取代理店、一般顧客、および法人からの「買取」によって行っています。キャリアを含む多くの競合他社が参入しており、各業者が仕入れ強化を進めているため、仕入価格が上昇しております。

当社では、仕入価格の上昇傾向が比較的弱いAndroid機種仕入れを強化し、十分な利益を確保できるよう努めています。しかし、iOSに関しては、世界的に品薄状態が続いており、仕入れ価格が高騰し、十分な仕入れ量を確保できず、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 海外の取引先について

当社では、海外との端末の売買や、仕入れた端末を海外へ輸送し、現地の取引先においてリファーマービッシュを実施しています。しかしながら、当該取引先の所在地域において自然災害や事故、地政学的リスク、または突発的な政情不安（戦争・内乱・紛争・暴動・テロ等）、あるいは予期せぬ法規制の変更等が発生した場合、または取引先が倒産するなど事業継続が困難となった場合には、端末の供給や販売に支障を来す可能性があります。その結果、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 風評について

消費者のロコミが悪化したり、SNSやメディアでネガティブな情報が急速に拡散したり、競合他社によるネガティブキャンペーンや誤情報の流布がリスクとなります。

そのため、悪い口コミには常にコメントを入れ、SNSやメディアを常にモニタリングしてネガティブな情報を早期に発見・対応しており、また、積極的な広報活動を行い、正確な情報を発信しています。

しかし、予測を超える速度でネガティブな情報が拡散する場合、対応が遅れる可能性があります。誤情報が広まることで、ブランドイメージに長期的な影響を与える可能性があります。

(8) 代理店、事業提携先、主要取引先の信用力の低下について

代理店や事業提携先、主要取引先の経営が悪化すると、当社の売上やブランドイメージに影響を与える可能性があります。そのため、定期的に代理店、事業提携先、主要取引先の信用調査を行い、リスクを早期に発見しています。しかし、予測を超える速度で信用が低下する場合、対応が遅れる可能性があります。また、すべての取引先の信用を完全に管理することは難しく、信用力の低下による影響を完全に排除することは困難であります。

(9) 組織体制について

① 特定人物への依存について

当社の創業者であり代表取締役社長である栗津浜一は、当社の設立以来、経営方針、経営戦略、事業戦略、投資判断等、事業活動の推進に当たり重要な役割を担ってまいりました。同代表取締役社長が当社の業務執行から離れることを現時点において想定しておりませんが、当社では今後、同代表取締役社長に過度に依存しないよう取締役及び幹部社員への権限委譲を進めると共に同代表取締役社長の経営哲学を共有し、人材の育成に努める等、同代表取締役社長に過度に依存しない経営体制の整備の必要性を認識しております。

しかしながら、このような組織的経営体制への移行段階にあり、同代表取締役社長の業務執行が困難となるような不測の事態が生じた場合、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当該リスクに対しては、代表取締役社長に過度に依存しないよう取締役や幹部社員への権限委譲を進めるとともに人材の育成に努めております。

なお、当社代表取締役社長栗津浜一から当社金融機関借入に対する債務保証を受けております。詳細につきましては、「第6 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 【関連当事者情報】」に記載しております。当社はこの債務被保証に係る保証料の支払いを行っておらず、また、金融機関との継続交渉により当該債務被保証を解消していく方針であります。

② 人材の確保について

在庫の外装評価や検品に関して必要なスキルを持つ人材の確保が難しく、サービス提供に支障をきたすリスクがあります。そのため、徹底的なシステム化を行い、属人化したスキルを排除する取り組みを進めています。そのうえで、トレーニングプログラムの拡充や積極的な採用活動を行い、人材の確保と育成に努めています。しかし、必要なスキルを持つ人材が確保できず、サービス提供に支障をきたす場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 小規模組織であることについて

当社は、比較的小規模な組織となっており、内部管理体制もそれに応じたものとなっております。当社は今後の事業規模の拡大に応じて人員を増強し、内部管理体制の一層の充実を図っていく方針であります。人員等の増強が予定どおり進まなかった場合や既存の人員が社外に流出した場合、規模に応じた十分な内部管理体制が構築できない可能性があり、場合によっては、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 情報セキュリティについて

当社は、お客様に関する情報（個人情報）を数多く保有・管理しております。また、円滑かつ効率的な事業活動のため、情報システムへの依存度はより顕著となっております。かかる個人情報の適切な保護及び各種システムが安定的に稼働できるよう、社内規程や取扱いに関する基準（マニュアル等）の整備、従業員教育の実施、情報システムのセキュリティ強化、セキュリティインシデント発生時に迅速な対応を行うための会社全体での体制構築等、リスク対策を講じておりますが、システム障害や人為的な原因により重要情報の漏洩・消失及びシステム障害等が起きた場合、損害賠償の発生や社会的信用の失墜による売上減少及びシステムの一時停止等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) ユーザーによる不適切な利用について

当社で販売及びレンタルする商品の販売先は把握しておりますが、販売先から第三者に渡った場合、その後の使用状況や使用者を把握することはできません。そのため、悪意のあるユーザーによる不適切な利用のリスクが存在します。

法人への販売の場合、反社会的勢力のチェックや企業調査を行い、問題がない場合のみ販売やレンタルを行っています。しかし、すべてのユーザー行動を予測することは難しく、不適切な利用を完全に防ぐことはできません。

(12) 災害発生について

① システムへの影響について

わが国では、地震や台風、洪水など様々な自然災害が発生する可能性があります。自然災害により、自社のシステムやデータが停止もしくは破損し、通常業務に影響を与える可能性があります。

そのため、定期的にデータのバックアップを行い、複数のクラウドサービス上に保管するほか、商品在庫は想定される水害の高さよりも高い場所に置くなどの対策を講じています。しかし、予測を超える規模の自然災害が発生した場合、対策が不十分となる可能性や、災害後の復旧作業が遅延し、システムの完全な復旧に時間がかかる可能性があります。

② 物流機能への影響について

地震や台風、洪水などの自然災害により、当社のサプライチェーンセンターの物流ネットワークが寸断される可能性があります。そのため、自然災害発生時の対応手順を明確にした災害対策計画を策定しています。しかし、予測を超える規模の自然災害が発生した場合、物流機能が麻痺する可能性や公共インフラの被害により、物流が滞るリスクがあります。

(13) 有利子負債依存度について

当社は、事業資金を主に金融機関からの借入れにより調達してまいりましたため、総資産に対する有利子負債の比率が高い水準にあります。今後も企業価値向上のため新規出店を継続し収益力を強化する方針であるため、銀行借入れに加え社債の発行など資金調達の多様化を進めることにより流動性リスクを低減していますが、金融情勢の変化等により金利の大幅な上昇となった場合には、資金調達コストが増加し、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は役員及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして新株予約権を付与しております。新株予約権の権利行使が行われた場合、当社株式が新たに発行され、当社株式価値が希薄化する可能性があります。なお、本書公表日現在、新株予約権による潜在株式数は219,800株であり、発行済株式総数2,100,000株の10.5%に相当しております。

(15) 支配株主との関係について

当社の支配株主である栗津株式会社の代表取締役は、当社の代表取締役社長の栗津浜一が兼任しており、同社は栗津浜一の資産管理会社であります。本書公表日現在において同社と栗津浜一の合算で、当社の発行済株式総数の56.79%を所有しております。栗津株式会社及び栗津浜一は、安定株主として引き続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しておりますが、当社の意思決定について影響を及ぼし得る立場にあることから、支配株主の利益は、当社の他の株主の利益と一致しない可能性があります。

(16) 担当J-Adviserとの契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維

持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。

本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。

また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。

以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証明する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

- 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまで掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
- （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
- （b）当社が前号cに規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
- （a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
- （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社

が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

- （a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

- （b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもちますと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなる場合が事実となった場合

⑫株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当ておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他1経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対す

る株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ① 当社又は同社が、J-Adviser契約に基づく義務の履行を怠り、又はその他J-Adviser契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月とする。）を定めて、その違反を是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかった時はJ-Adviser契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、当社及び同社は、合意によりJ-Adviser契約期間中いつでもJ-Adviser契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することによりJ-Adviser契約を解除することができる。
- ③ J-Adviser契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社はJ-Adviser契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。

なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、「温故知創でサステナブルな社会をつくる」を企業使命に掲げ、テクノロジーとアイデアの力で中古品に新品同様の品質と価値を与える研究開発に取り組んでいます。中古モバイル端末には、急な故障やバッテリー劣化といった不安がつきものです。これらの課題を解消し、本当に「安心して使える中古品」を実現するには、OSやメーカーに依存せず、端末の故障予測やバッテリー劣化の予測技術が不可欠です。

そのため当社では、モバイル端末の「健康状態」を可視化する診断アプリを中心に、IoTハードウェアや端末管理システムの開発を進めています。これらから取得したデータを解析し、どのようなパラメータが突発的な故障や急激なバッテリー劣化に影響するのかを研究しています。

また、万が一トラブルが発生した際も、企業の業務を止めないことを目指し、迅速な端末交換や修理・バッテリー交換が可能な仕組みを構築。これにより、法人顧客にとってのダウンタイムを最小化する新たなモデルの実現に挑戦しています。

具体的なテーマとして、

（１）アプリ開発

機能診断とバッテリーデータ、端末の利用時間などのデータを端末内から取得、それに関連して、法人や個人ごとに端末を管理できるシステムも開発しています。

課題は、現時点では特にありません。

（２）管理システム開発

アプリと連動し、法人顧客の端末を管理、モニタリングできるシステムを開発しています。

（３）データ分析

アプリや、既に自社や市場で入手している情報に対して、データ分析を行い、上記のような価値を顧客に提供していきます。

当事業年度における研究開発費は2,110千円です。

なお、当社の事業は、モバイル端末販売レンタル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末の流動資産は832,145千円となり、前事業年度末に比べて78,940千円増加いたしました。

これは、現金及び預金が149,631千円増加した一方で、売掛金が24,404千円、前渡金が45,412千円減少したことが主な要因であります。

(固定資産)

当事業年度末の固定資産は264,570千円となり、前事業年度末に比べて77,336千円増加いたしました。

これは、工具、器具及び備品が14,544千円、ソフトウェアが73,961千円増加した一方で、ソフトウェア仮勘定が19,542千円減少したことが主な要因であります。

(流動負債)

当事業年度末の流動負債は723,975千円となり、前事業年度末に比べて62,631千円増加いたしました。

これは、買掛金が30,419千円、未払法人税等が41,084千円増加した一方で、短期借入金が29,950千円減少したことが主な要因であります。

(固定負債)

当事業年度末の固定負債は255,797千円となり、前事業年度末に比べて28,574千円増加いたしました。

これは、長期借入金が11,150千円、賞与引当金17,424千円増加したことが要因であります。

(純資産)

当事業年度末の純資産は116,943千円となり、前事業年度末に比べて65,071千円増加いたしました。

これは、当期純利益の計上により利益剰余金が64,171千円増加したことが主な要因であります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

「第3【事業の状況】3【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は94,118千円であり、その主なものはIoTアプリや検品ライン改善のためのシステム等、ソフトウェアへの投資であります。なお、無形固定資産のほか、有形固定資産への投資を含めて記載しております。

当社は、モバイル端末販売レンタル事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2026年4月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、器具及び 備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都中央区)	本社設備 ソフトウェア等	56,420	15,957	117,875	190,254	10 (一)
サプライチェーンセン ター(岐阜県羽島市)	建物 (事務所兼倉庫)	373	7,891	—	8,265	6 (21)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を () 外数で記載しております。

3. 上記の他、他社から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
本社(東京都中央区)	本社兼事務所	33,237
サプライチェーンセンター (岐阜県羽島市)	事務所兼倉庫	15,360

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(2026年4月30日)(株)	公表日現在発行数(2026年7月30日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	5,900,000	2,100,000	2,100,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	8,000,000	5,900,000	2,100,000	2,100,000	—	—

(注) 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式219,800株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

	最近事業年度末現在 (2026年4月30日)	公表日の前月末現在 (2026年6月30日)
新株予約権の数(個)	160,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	160,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2021年4月29日～2029年4月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10 資本組入額 5	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による、新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} + \text{既発行株式数}}{1 \text{株当たり時価} + \text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役の過半数が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、当社取締役の過半数が別段の取扱いについて賛成した場合にはこの限りではない。

①禁固刑以上の刑に処せられた場合

②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合。(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

- ③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手は不渡りになった場合
 - ⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ⑦就業規則に反し、懲戒処分を受けた場合
 - ⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- (4) 各本新株予約権者の一部行使はできない。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転契約の議案を目的事項とする株主総会の招集を当社が決定した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会の決議をもって決定した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。
- (2) 当社は、本新株予約権者が上記、新株予約権の行使の条件に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

第3回新株予約権

	最近事業年度末現在 (2026年4月30日)	公表日の前月末現在 (2026年6月30日)
新株予約権の数(個)	59,800	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,800 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2026年12月28日～2034年12月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400 資本組入額 200	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による、新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権を取得した時点において、当該本新株予約権者が当社の取締役又は従業員である場合は、新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、正当な理由があるとして当社取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人には本新株予約権を行使することができない。
- (3) 新株予約権者は次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。ただし、正当な理由があるとして、当社取締役会の承認がある場合はこの限りではない。
 - ①禁固刑以上の刑に処せられた場合
 - ②当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合。（ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - ③法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手は不渡りになった場合
 - ⑥破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ⑦就業規則に反し、懲戒処分を受けた場合
 - ⑧役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- (4) 各本新株予約権者の一部行使はできない。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社は、新株予約権の割当を受けた者が上記、新株予約権の行使の条件に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社と合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- (3) 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年6月10日（注）	90,000	2,100,000	495	30,495	495	2,495

（注）新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

2026年4月30日現在

2020年4月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	7	—	1	6	14	—
所有株式数（単元）	—	—	—	15,825	—	2,552	2,620	20,997	300
所有株式数の割合（%）	—	—	—	75.4	—	12.1	12.5	100	—

(7) 【大株主の状況】

2026年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式の総数に対 する所有株式数 の割合(%)
栗津株式会社（注）1	東京都千代田区神田佐久間町3-37	1,186,000	56.48
谷家 衛	Repulse Bay, Hong Kong	255,290	12.16
木村 かおる	東京都墨田区	229,500	10.93
あすかホールディングス株式会社	東京都港区南青山3丁目1番36号 青山丸竹ビル6階	156,005	7.43
ブルーベル・エス株式会社	東京都港区白金二丁目1番38-103号	85,097	4.05
株式会社Excellent One	東京都港区南青山一丁目1番1号 新青山ビル東館19階	85,097	4.05
マメ太郎ホールディングス株式会社 （注）2	東京都墨田区押上1丁目32-7	50,000	2.38
戸田建設株式会社	東京都中央区京橋1丁目7-1	20,000	0.95
今山 節治	大分県大分市	10,000	0.48
吉崎 静	東京都港区	8,511	0.41
計	—	2,085,500	99.31

（注）1. 栗津株式会社は当社代表取締役社長である栗津浜一の資産管理会社であります。

2. マメ太郎ホールディングス株式会社は当社常務取締役である木村かおるの資産管理会社であります。

3. 株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,099,700	20,997	—
単元未満株式	300	—	—
発行済株式総数	2,100,000	—	—
総株主の議決権	—	20,997	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第3回新株予約権

決議年月日	2024年12月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1名 当社従業員12名
新株予約権の数(個)	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の種類	同上
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)当事業年度の末日(2026年4月30日)における内容を記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけておりますが、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図り、運転資金もしくは設備投資に充当することで更なる事業拡大をすることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

そのため、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の剰余金の配当を期末に行うことを基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第16期	第17期	第18期
決算年月	2024年4月	2025年4月	2026年4月
最高(円)	—	—	430
最低(円)	—	—	430

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社は、2025年12月22日付けで東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しておりますので、第16期及び第17期については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月
最高(円)	—	430	—	—	—	—
最低(円)	—	430	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社は、2025年12月22日付けで東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しておりますので、それ以前の株価については該当事項はありません。

3. 2026年1月から2026年4月については、売買実績がないため株価を記載しておりません。

5 【役員の状況】

男性 5 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率16. 7%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	栗津 浜一	1979年 12月15日	2004年 4 月 2008年 1 月 2009年 1 月 2017年 3 月 2022年 6 月	ブラザー工業株式会社 入社 個人事業として現在のビジネスを 開始 当社設立 代表取締役 (現任) 一般社団法人リユースモバイル・ ジャパン 理事長 一般社団法人リユースモバイル・ ジャパン 理事 (現任)	(注) 7	(注) 6	1, 192, 500 (注) 1
常務取締役	コーポレー ト本部 本部長	木村 かおる	1969年 11月 8 日	1988年 4 月 2000年 2 月 2011年10月 2015年 5 月 2019年 5 月 2020年 5 月 2022年 5 月	東京都商工信用金庫(現：東京シ ティ信用金庫) 入社 株式会社大喜(現：株式会社コッ カ) 入社 当社入社 EC事業部長 当社取締役 管理部門担当 当社常務取締役 (現任) 管理本部 本部長兼管理部部長 コーポレート本部 本部長兼管理 部部長 (現任)	(注) 7	(注) 6	279, 500 (注) 2
取締役	法人ビジネ ス本部 本部長	栗津 裕吉	1981年 6 月 5 日	2004年 4 月 2007年 5 月 2013年10月 2019年11月 2020年 1 月 2020年 5 月 2022年 6 月 2024年11月 2025年 4 月 2026年 5 月	ホンザキ 東海株式会社 入社 ムトー精工株式会社 入社 当社入社 営業部部長 イノベーション事業部部長 当社 執行役員 営業本部 本部長兼国内事業部部 長 セールス本部 本部長兼営業部部 長 セールス事業本部 本部長兼法人 事業部部長 当社 取締役 (現任) 法人ビジネス本部 本部長兼クラ イアントソリューション部部長 (現任)	(注) 7	(注) 6	5, 500
取締役	—	田中 大貴	1980年 4 月28日	2003年 4 月 2018年 5 月 2019年 4 月 2022年 5 月 2022年 8 月 2023年10月 2023年12月 2026年 6 月	株式会社フジテレビジョン入社 株式会社Inflight 設立 代表取 締役 (現任) 株式会社DreamCatcher 社外取締 役 (現任) 株式会社athlete business united 社外取締役 当社 社外取締役 (現任) 株式会社HITOMIOテクノロジーズ 社外取締役 (現任) 株式会社TREASURY 社外取締 役 (現任) 株式会社ネクスウィル 社外取締 役 (現任)	(注) 7	(注) 6	2, 000
取締役	—	齋藤 利勝	1968年 6 月10日	1991年 4 月 1994年12月 2010年 4 月 2016年 9 月 2017年 2 月 2020年 3 月 2025年 4 月	株式会社リクルート (現株式会社 リクルートホールディングス) 入社 株式会社ソニー・ピクチャーズエ ンタテインメント 入社 株式会社ソニー・ピクチャーズエ ンタテインメント営業統括ディレ クター 一般社団法人プロフェッショナル 顧問協会代表理事 (現任) 株式会社STeam設立代表取締役 (現任) 株式会社ピアラ 社外取締役 (現 任) 当社 社外取締役 (現任)	(注) 7	(注) 6	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)	—	山田 竜也	1981年 5月1日	2006年4月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） 入所	(注) 8	—	—
				2016年8月	PwCあらた有限責任監査法人 入所			
				2021年10月	株式会社カカオピッコマ 入社			
				2024年9月	株式会社ナレッジワーク 入社			
				2025年2月	山田竜也公認会計士事務所設立 代表（現任）			
				2026年6月	当社 社外監査役（現任）			
計								1,479,500

- (注) 1. 代表取締役 栗津浜一の所有株式数は、同氏の資産管理会社である栗津株式会社が保有する株式数を含めて表示しております。
2. 常務取締役 木村かおるの所有株式数は、同氏の資産管理会社であるマメ太郎ホールディングス株式会社が保有する株式数を含めて表示しております。
3. 取締役 田中大貴及び齋藤利勝は、社外取締役であります。
4. 監査役 山田竜也は、社外監査役であります。
5. 取締役 栗津祐吉は、代表取締役 栗津浜一の実弟であります。
6. 2026年4月期における役員報酬の総額は90百万円を支給しております。
7. 取締役の任期は、2027年7月開催の第19期定時株主総会終結の時までであります。
8. 監査役の任期は、2026年7月29日開催の定時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
9. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

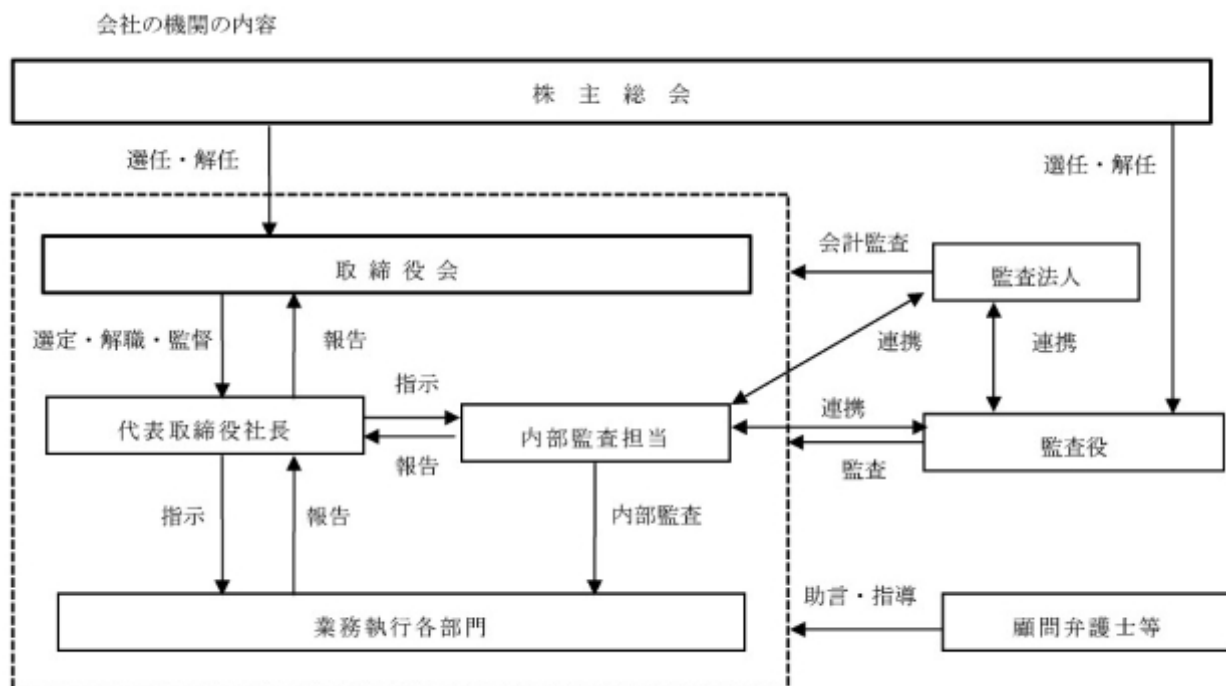
氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
栗真 喜朗	1972年 7月18日	1995年8月	日本ブロックバスター株式会社 入社	—
		1999年12月	株式会社ゲオ 入社	
		2021年9月	当社 入社	

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題と位置づけ、経営の効率化、執行機能の強化、コンプライアンス体制の充実を図るべく各種施策に取り組んでおります。現在の株主総会、取締役会、内部監査等の機能強化を行いつつ、迅速かつ正確な情報開示を実施し、株主をはじめとするステークホルダーへの経営の透明性を確保しながら、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。



イ．取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役で構成されております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び取締役会規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

ロ．監査役

当社の監査役は常勤の社外監査役1名であります。監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席して適宜必要な意見を述べるとともに、取締役の職務執行を監査しております。社外監査役の山田竜也と当社には人的、資金的関係その他特別の利害関係はありません。

ハ．会計監査

当社はそうせい監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2026年4月期において監査を執行した公認会計士は木村勝治氏、菊池慎太郎氏2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

②内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会規程、業務分掌規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織ならびに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。また、企業

の成長と存続を維持していくためには、すべての取締役・使用人が法令遵守のもと、高い倫理観をもって行動することが必要不可欠であることから、コンプライアンス管理規程を定め、啓蒙活動を行っております。

③社外取締役及び社外監査役

当社では社外取締役2名、社外監査役1名を選任しております。

社外取締役の田中大貴は、テレビ局アナウンサーとしての豊富な取材体験、豊富な経験と幅広い視点から当社の業務執行に対する監督・助言等をいただき、当社の取締役会の適切な意思決定及びコーポレート・ガバナンスの実現に貢献いただける判断しております。

社外取締役の齋藤利勝は、事業の最前線で活躍された経験に基づく優れた経営判断能力と事業運営に関する豊富な知見を有していることから、独立、公正な立場からの確かな提言、助言をいただき、当社の取締役会の適切な意思決定及びコーポレート・ガバナンスの実現に貢献いただける判断しております。

社外監査役の山田竜也は、公認会計士として監査法人及び事業会社において財務・会計・内部統制に関する豊富な経験と専門的知見を有しており、監査役としての職務を公正・適切に遂行されるものと判断しております。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的に経営監視機能が十分に発揮されるよう、これまでの経験や取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

④内部監査及び監査役の状況

内部監査は、代表取締役社長の直轄機能として、被監査部門からの独立性を確保しながら、営業・管理両面から、業務運営上のリスクにフォーカスした監査を実施しております。年度の初めに、その年度の監査計画を立案し、それに基づき監査を実施したうえ、報告書を取りまとめ、社長に報告するプロセスを経ます。そのうえで、社長名による改善指示書を被監査部門へ交付し、フィードバックを行います。さらに被監査部門では、それに基づき改善を進め、改善状況について代表取締役社長宛に報告します。

一方、監査役監査では、コーポレート・ガバナンス体制の実効性維持・向上のため、取締役に対する監視・監督を行い、必要に応じて、各種の報告請求や調査を行うことにより、経営層の牽制を行っております。

各担当において監視・監督を行いつつ、内部監査、監査役及び監査法人が相互に連携し、情報伝達・交換を通じて、三様監査を実効性あるものにしていきます。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥役員の報酬等

(a) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額と対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	78,000	78,000	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	12,600	12,600	—	—	3
計	90,600	90,600	—	—	6

(b) 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(c) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬額は、株主総会で年間の報酬限度総額の上限を決議しており、取締役会では、役員ごとの個別報酬の決定を代表取締役に一任することを決議しております。

代表取締役は役員報酬内規の規定に則り、役位、職責等を総合的に勘案して、役員ごとの個別報酬を決定しております。

⑦取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑧取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

⑨株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

⑩中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により一事業年度の途中1回限り剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑪役員の責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く）及び監査役との間に、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定される最低責任限度額であります。

⑫役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下「本保険契約」といいます。）を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、本保険契約上で定められた免

責事由に該当するものを除きます。)を本保険契約により填補することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

⑬役員の実任免除の内容の概要

当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）が、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑭支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との取引を行う際は、一般の取引と同様の適切な条件で行うことを基本方針として、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分審議した上で意思決定を行うこととしております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	11,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、当社事業規模の観点から監査日数等を総合的に勘案し、監査役の同意を得て決定しております。

第6 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2025年5月1日から2026年4月30日まで)の財務諸表について、そうせい監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年4月30日)	当事業年度 (2026年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	168,363	317,995
売掛金	210,706	186,301
商品	284,499	282,536
前渡金	45,412	—
前払費用	43,372	42,795
その他	3,014	4,355
貸倒引当金	△2,164	△1,839
流動資産合計	753,204	832,145
固定資産		
有形固定資産		
建物	63,164	63,164
減価償却累計額	△1,992	△6,370
建物(純額)	61,172	56,794
工具、器具及び備品	10,865	28,520
減価償却累計額	△1,561	△4,670
工具、器具及び備品(純額)	9,304	23,849
有形固定資産合計	70,477	80,643
無形固定資産		
ソフトウェア	43,913	117,875
ソフトウェア仮勘定	19,542	—
無形固定資産合計	63,455	117,875
投資その他の資産		
長期前払費用	1,809	4,082
繰延税金資産	14,911	27,424
その他	36,580	34,544
投資その他の資産合計	53,301	66,051
固定資産合計	187,234	264,570
資産合計	940,439	1,096,715

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年4月30日)	当事業年度 (2026年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	31,216	61,636
短期借入金	※1※2 399,950	※1※2 370,000
1年内返済予定の長期借入金	129,072	128,348
未払金	76,338	82,491
未払法人税等	1,074	42,159
前受金	2,925	4,197
預り金	4,849	5,318
賞与引当金	3,490	7,430
その他	12,427	22,394
流動負債合計	661,344	723,975
固定負債		
長期借入金	227,223	238,373
賞与引当金	—	17,424
固定負債合計	227,223	255,797
負債合計	888,567	979,772
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,495
資本剰余金		
資本準備金	2,000	2,495
資本剰余金合計	2,000	2,495
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	19,621	83,793
利益剰余金合計	19,621	83,793
株主資本合計	51,621	116,783
新株予約権	250	160
純資産合計	51,871	116,943
負債純資産合計	940,439	1,096,715

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月 30 日)	当事業年度 (自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月 30 日)
売上高	※ 1 2,265,129	※ 1 2,652,412
売上原価		
商品期首棚卸高	322,019	284,499
当期商品仕入高	1,539,553	1,811,093
合計	1,861,573	2,095,592
他勘定振替高	※ 2 986	※ 2 873
商品期末棚卸高	284,499	282,536
売上原価合計	※ 3 1,576,087	※ 3 1,812,182
売上総利益	689,041	840,229
販売費及び一般管理費	※ 4 667,617	※ 4 ※ 5 712,467
営業利益	21,423	127,762
営業外収益		
受取利息	105	347
補助金収入	1,245	—
その他	317	242
営業外収益合計	1,668	589
営業外費用		
支払利息	8,985	21,853
売上債権売却損	1,283	468
上場関連費用	—	9,225
その他	411	634
営業外費用合計	10,680	32,181
経常利益	12,411	96,170
特別損失		
固定資産除却損	—	※ 6 1,754
特別損失合計	—	1,754
税引前当期純利益	12,411	94,415
法人税、住民税及び事業税	1,091	42,757
法人税等調整額	2,619	△12,512
法人税等合計	3,710	30,244
当期純利益	8,700	64,171

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	30,000	2,000	2,000	10,920	10,920	42,920
当期変動額						
当期純利益				8,700	8,700	8,700
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	8,700	8,700	8,700
当期末残高	30,000	2,000	2,000	19,621	19,621	51,621

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	250	43,170
当期変動額		
当期純利益		8,700
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—
当期変動額合計	—	8,700
当期末残高	250	51,871

当事業年度(自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	30,000	2,000	2,000	19,621	19,621	51,621
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	495	495	495			990
当期純利益				64,171	64,171	64,171
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	495	495	495	64,171	64,171	65,161
当期末残高	30,495	2,495	2,495	83,793	83,793	116,783

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	250	51,871
当期変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		990
当期純利益		64,171
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△90	△90
当期変動額合計	△90	65,071
当期末残高	160	116,943

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)	当事業年度 (自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	12,411	94,415
減価償却費	9,614	26,951
敷金の償却	1,723	2,036
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△437	△324
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,220	21,364
受取利息	△105	△347
支払利息	8,985	21,853
固定資産除却損	—	1,754
売上債権売却損	1,283	468
補助金収入	△1,245	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△50,268	23,936
棚卸資産の増減額 (△は増加)	37,520	1,962
前渡金の増減額 (△は増加)	△44,362	45,412
前払費用の増減額 (△は増加)	△2,054	4,061
仕入債務の増減額 (△は減少)	△9,125	30,419
未払金の増減額 (△は減少)	10,984	3,953
前受金の増減額 (△は減少)	1,703	1,272
その他	7,630	12,122
小計	△14,523	291,313
利息の受取額	105	293
利息の支払額	△13,575	△24,234
法人税等の還付額	0	—
法人税等の支払額	△401	△1,619
補助金の受取額	1,245	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△27,148	265,752
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△4,000	△6,407
定期預金の払戻による収入	—	6,400
定期積金の預入による支出	△1,200	—
定期積金の払戻による収入	4,000	—
有形固定資産の取得による支出	△72,749	△17,654
無形固定資産の取得による支出	△52,712	△76,464
長期前払費用の取得による支出	—	△3,378
敷金及び保証金の差入による支出	△15,000	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△141,662	△97,503

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)	当事業年度 (自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	249,950	△29,950
長期借入れによる収入	20,000	160,000
長期借入金の返済による支出	△136,296	△149,574
新株予約権の行使による株式の発行による収入	—	900
財務活動によるキャッシュ・フロー	133,654	△18,624
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△35,157	149,624
現金及び現金同等物の期首残高	197,120	161,963
現金及び現金同等物の期末残高	※ 161,963	※ 311,588

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	3～15年

(2)無形固定資産

自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に支給すべき賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1)商品の販売

商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得していることから、履行義務が充足されると判断し、引き渡した時点で収益及び費用を認識しております。なお、国内販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に規定の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

(2)商品のレンタル

商品のレンタルについては、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、一定期間にわたり収益と費用を計上しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 財務諸表に計上した繰延税金資産の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年4月30日)	当事業年度 (2026年4月30日)
繰延税金資産	14,911	27,424

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は繰延税金資産について、将来の業績見通しに基づき将来の一定期間の課税所得を見積り、また将来減算一時差異については個別に解消時期を判断し、一定期間に解消が見込まれると見積られる将来減算一時差異等に係る繰延税金資産については回収可能性が高いと判断しております。

将来の市場環境の変化等により、将来の課税所得が想定から大きく変動し繰延税金資産の回収可能性が大きく変動する場合や税率の改正がある場合、将来の繰延税金資産の計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年4月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
 - ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- 等

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年4月期の期首から適用します。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

モバイル端末の修理に関連する外注費について、従来、「販売費及び一般管理費」に計上しておりましたが、当事業年度より「売上原価」に計上しております。

この変更は、「バッテリー100%端末」及び「ほぼ新品端末」の販売拡大に伴い、当該外注費が販売する商品の品質向上及び商品化に直接要する費用としての性質を有することがより明確になったことから、売上原価として表示することが、事業の実態をより適切に反映すると判断したためであります。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の損益計算書の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「販売費及び一般管理費」に含めて表示していた20,480千円を「売上原価」に組替えております。

(貸借対照表関係)

※1 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年4月30日)	当事業年度 (2026年4月30日)
当座貸越極度額の総額	300,000 千円	300,000 千円
借入実行残高	300,000 "	270,000 "
差引額	— "	30,000 "

※2 短期借入金に対し将来発生する債権を担保に供しております。当該短期借入金の残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年4月30日)	当事業年度 (2026年4月30日)
	99,950 千円	100,000 千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 他勘定振替高の内容は主に消耗品費への振替によるものであります。

※3 期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)
	1,512 千円	416 千円

※4 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)
広告宣伝費	97,363 千円	100,640 千円
システム使用料	110,979 "	110,137 "
役員報酬	78,100 "	90,600 "
給料手当	141,613 "	126,203 "
賞与引当金繰入額	3,490 "	24,854 "
減価償却費	9,614 "	26,951 "
おおよその割合		
販売費	53.1 %	53.2 %
一般管理費	46.9 %	46.8 %

※5 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)
研究開発費	— 千円	2,110 千円

※6 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)	当事業年度 (自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月30日)
ソフトウェア	－ 千円	1,754 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	2,010,000	－	－	2,010,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
自社株式オプションとしての 新株予約権	－	－	－	－	－	250
合計		－	－	－	－	250

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	2,010,000	90,000	－	2,100,000

(変動事由の概要)

新株の発行 (新株予約権の行使)

第1回新株予約権の権利行使による増加 90,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業 年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
自社株式オプションとしての 新株予約権	－	－	－	－	－	160
合計		－	－	－	－	160

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月 30 日)	当事業年度 (自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月 30 日)
現金及び預金勘定	168,363 千円	317,995 千円
預入期間が3か月を超える定期預金等	△6,400 //	△6,407 //
現金及び現金同等物	161,963 千円	311,588 千円

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 4 月 30 日)	当事業年度 (2026年 4 月 30 日)
1 年内	39,570	24,038
1 年超	6,329	9,496
合計	45,899	33,535

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また必要な資金については、主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金については、取引先等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先の信用状況を監視するとともに、取引先ごとの債権残高を随時把握することによってリスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

営業債務は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを有しております。

借入金には主に運転資金としての資金調達であり、流動性リスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金等については、担当者が得意先の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

資金繰り予測表を作成し年間の手元資金の管理を行っております。月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2025年4月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 ※2	356,295	347,049	△9,245
負債計	356,295	347,049	△9,245

※1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「預り金」は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度（2026年4月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 ※2	366,721	353,938	△12,782
負債計	366,721	353,938	△12,782

※1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「預り金」は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年4月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	168,363	—	—	—
売掛金	210,706	—	—	—
合計	379,070	—	—	—

当事業年度（2026年4月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	317,995	—	—	—
売掛金	186,301	—	—	—
合計	504,296	—	—	—

(注) 2. 長期借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2025年4月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	399,950	—	—	—	—	—
長期借入金	129,072	95,144	50,887	30,360	30,360	20,472
合計	529,022	95,144	50,887	30,360	30,360	20,472

当事業年度（2026年4月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	370,000	—	—	—	—	—
長期借入金	128,348	84,091	56,912	53,568	30,302	13,500
合計	498,348	84,091	56,912	53,568	30,302	13,500

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年4月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	347,049	—	347,049
負債計	—	347,049	—	347,049

当事業年度（2026年4月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	353,938	—	353,938
負債計	—	353,938	—	353,938

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプション及び自社株式オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプション及び自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション及び自社株式オプションの内容

	第1回新株予約権 (自社株式オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2019年4月1日	2024年12月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2名 外部協力会社1社 投資事業有限責任組合1組合	当社取締役1名 当社従業員14名
株式の種類別のストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 360,000株	普通株式 75,800株
付与日	2019年4月30日	2025年1月24日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年4月29日～2029年4月29日	2026年12月28日～2034年12月24日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 第1回新株予約権の付与者である外部協力会社1社と受託者1社(信託型ストックオプション)については喪失または放棄されております。

(2) スtock・オプション及び自社株式オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2026年4月期)において存在したストック・オプション及び自社株式オプションを対象とし、ストック・オプション及び自社株式オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプション及び自社株式オプションの数

	第1回新株予約権 (自社株式オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	75,800
付与	—	—
失効	—	16,000
権利確定	—	—
未確定残	—	59,800
権利確定後(株)		
前事業年度末	250,000	—
権利確定	—	—
権利行使	90,000	—
失効	—	—
未行使残	160,000	—

②単価情報

	第1回新株予約権 (自社株式オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格(円)	10	400
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

(注) 行使時平均株価は、権利行使時点において当社が非上場のため記載しておりません。

3. スtock・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は、ストック・オプション及び自社株式オプション付与日時点において未公開企業であり、ストック・オプション及び自社株式オプションの公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社株式の価値は、ディスカунテッド・キャッシュフロー法(DCF法)により算定しております。

4. スtock・オプション及び自社株式オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプション及び自社株式オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプション及び自社株式オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	68,994千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	37,800千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年4月30日)	当事業年度 (2026年4月30日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,207 千円	8,805 千円
貸倒引当金	14 "	— "
商品評価損	2,263 "	4,848 "
減価償却超過額	4,354 "	2,528 "
フリーレント賃料	4,941 "	3,864 "
未払事業税	— "	4,008 "
その他	2,658 "	4,582 "
繰延税金資産小計	15,439 千円	28,638 千円
評価性引当額	△249 "	△941 "
繰延税金資産合計	15,190 千円	27,697 千円
繰延税金負債		
返品資産	△278 千円	△272 千円
繰延税金負債合計	△278 千円	△272 千円
繰延税金資産純額	14,911 千円	27,424 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年4月30日)	当事業年度 (2026年4月30日)
法定実効税率	34.6 %	34.6 %
(調整)		
中小法人軽減税率	△7.0 %	△0.9 %
住民税均等割等	3.1 %	0.4 %
評価性引当額の増減	△0.8 %	0.7 %
中小企業投資促進税制による税額控除	—	△1.1 %
その他	△0.1 %	△1.7 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9 %	32.0 %

(資産除去債務関係)

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法を行っているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業セグメントは、モバイル端末販売レンタル事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

売上高	前事業年度 (自 2024年 5 月 1 日 至 2025年 4 月30日)	当事業年度 (自 2025年 5 月 1 日 至 2026年 4 月30日)
リユース事業（販売）	2,193,278	2,555,947
顧客との契約から生じる収益	2,193,278	2,555,947
その他の収益	71,850	96,464
外部顧客への売上高	2,265,129	2,652,412

(注) 「その他の収益」は、レンタル事業における、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針） 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 4 月30日)	当事業年度 (2026年 4 月30日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	161,720	210,706
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	210,706	186,301
契約負債(期首残高)	1,221	2,925
契約負債(期末残高)	2,925	4,197

顧客との契約から生じた債権、契約負債は、貸借対照表においてそれぞれ「売掛金」「前受金」として表示しています。

前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,221千円であります。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,661千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はモバイル端末販売レンタル事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社インターネットイニシアティブ	348,540

(注) 当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社インターネットイニシアティブ	385,542
日本放送協会	270,091

(注) 当社は単一セグメントであるため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	栗津 浜一	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 0.32 間接 59.00	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注)	309,391	—	—

(注) 当社は、銀行借入に対して代表取締役社長栗津浜一より債務保証を受けております。なお、取引金額は、債務被保証残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	栗津 浜一	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 0.31 間接 56.48	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注)	70,000	—	—

(注) 当社は、銀行借入に対して代表取締役社長栗津浜一より債務保証を受けております。なお、取引金額は、債務被保証残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (2025年4月30日)	当事業年度 (2026年4月30日)
1株当たり純資産額	25.68 円	55.61 円

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)
1株当たり当期純利益	4.32 円	30.70 円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	－ 円	29.88 円

- (注) 1. 2025年4月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は当該事業年度の末日において非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は2025年12月22日にTOKYO PRO Marketに上場したため、2026年4月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から2026年4月期事業年度末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2026年4月30日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	8,700	64,171
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
普通株式に係る当期純利益(千円)	8,700	64,171
普通株式の期中平均株式数(株)	2,010,000	2,090,137
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	－	－
普通株式増加数(株)	－	57,155
(うち新株予約権(株))	－	(57,155)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	当社の新株予約権の目的となる株式の数 普通株式325,800株 (第1回(2019年)新株予約権及び第3回(2025年)新株予約権)	－

(重要な後発事象)

(多額な資金の借入)

当社は、2026年6月15日開催の取締役会において、以下のとおり資金の借入を行うことを決議し、実行いたしました。

1. 資金の借入の目的

今後の事業拡大における資金需要に対し、機動的かつ安定的な資金を確保することで、財務基盤の一層の強化を図るとともに事業拡大等の機会を確保することを目的とする資金の借入であります。

2. 借入の概要

(1) 借入先	株式会社 日本政策金融公庫	株式会社 りそな銀行	株式会社 商工組合中央金庫
(2) 借入金額	50百万円	100百万円	50百万円
(3) 借入金利	固定金利	変動金利（基準金利＋ スプレッド）	変動金利（基準金利＋ スプレッド）
(4) 借入実行日	2026年6月16日	2026年6月25日	2026年6月30日
(5) 借入期間	7年	5年	5年
(6) 返済方法	元金均等返済	元金均等返済	元金均等返済
(7) 担保の有無	無担保・無保証	無担保・無保証	無担保・無保証

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	63,164	—	—	63,164	6,370	4,378	56,794
工具、器具及び備品	10,865	17,654	—	28,520	4,670	3,109	23,849
有形固定資産計	74,030	17,654	—	91,684	11,040	7,487	80,643
無形固定資産							
ソフトウェア	53,399	95,180	3,385	145,195	27,320	19,463	117,875
ソフトウェア仮勘定	19,542	13,752	33,295	—	—	—	—
無形固定資産計	72,942	108,933	36,680	145,195	27,320	19,463	117,875
長期前払費用	3,624	3,378	324	6,678	2,595	780	4,082

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品：主に検品用ロボットの増加8,739千円であります。

ソフトウェア：主にIoTアプリの増加31,037千円、検品ライン改善のためのシステムの増加19,176千円、
端末管理システムの増加14,581千円であります。

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定：ソフトウェア勘定への振替による減少33,295千円であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	399,950	370,000	3.38	—
1年以内に返済予定の長期借入金	129,072	128,348	1.83	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	227,223	238,373	1.88	2027年～2032年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	756,245	736,721	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	84,091	56,912	53,568	30,302

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金 (注) 1	2,164	455	62	717	1,839
賞与引当金 (注) 2	3,490	24,854	3,490	—	24,854

(注) 1. 貸倒引当金「当期減少額 (その他)」は、債権回収による取崩額であります。

2. 賞与引当金の金額は、貸借対照表上の流動負債及び固定負債の合計額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

①現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	461
預金	
普通預金	311,126
定期預金	6,407
小計	317,534
合計	317,995

②売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
楽天グループ株式会社	42,249
LINEヤフー株式会社	33,922
株式会社インターネットイニシアティブ	33,434
NTTドコモビジネス株式会社	24,917
株式会社サンシスコン	10,232
その他	41,545
合計	186,301

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	
210,706	2,918,401	2,942,806	186,301	94.05	25

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③商品

区分	金額(千円)
通信機器及び附属商品	282, 536
合計	282, 536

④買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
AJA株式会社	21, 695
PCテクノロジー株式会社	13, 006
イリオスネット株式会社	10, 725
YZX株式会社	9, 901
株式会社テクノシダ	2, 796
その他	3, 511
合計	61, 636

⑤短期借入金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社りそな銀行	270, 000
株式会社Yoi	100, 000
合計	370, 000

⑥1年内返済予定の長期借入金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社りそな銀行	36, 000
株式会社きらぼし銀行	28, 568
株式会社みずほ銀行	26, 664
株式会社商工組合中央金庫	16, 152
株式会社日本政策金融公庫	12, 960
株式会社足利銀行	8, 004
合計	128, 348

⑦未払金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
楽天グループ株式会社	19,204
従業員給与	14,521
LINEヤフー株式会社	5,177
社会保険料	4,909
AppBank株式会社	2,750
その他	35,927
合計	82,491

⑧長期借入金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社きらぼし銀行	66,332
株式会社日本政策金融公庫	58,520
株式会社みずほ銀行	49,734
株式会社りそな銀行	34,000
株式会社商工組合中央金庫	22,470
株式会社足利銀行	7,317
合計	238,373

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第 8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から 3 カ月以内
基準日	毎年 4 月 30 日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年 4 月 30 日、10 月 31 日
1 単元の株式数	100 株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号三菱 UFJ 信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をできない場合は、日本経済新聞に掲載する。 https://newsedtech.co.jp
株主に対する特典	なし

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- （１）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- （２）会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

2026年7月30日

株式会社ニューズドテック
取締役会 御中

そうせい監査法人
東京都千代田区

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 木 村 勝 治

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 菊 池 慎太郎

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニューズドテックの2025年5月1日から2026年4月30日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニューズドテックの2026年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。